

平成30年度 第8回 四国中央市農業委員会  
総 会 議 事 錄

四国中央市農業委員会

## 平成30年度第8回農業委員会総会日程表

日 時 平成30年11月5日(月) 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川有利

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第8 質問第1号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(16名)

1番	大西 嘉一郎	2番	石川 有利
3番	星川 安徳	6番	篠原 義尚
7番	鈴木 俊一	8番	武村 美枝子
9番	妻鳥 和美	10番	高橋 博
12番	尾崎 靖雄	13番	鈴木 博美
14番	高橋 藤信	15番	辻 政春
16番	河村 薫	17番	齋藤 伊勢子

18番 則友 祝幸

19番 石川 武将

欠席委員(3名)

4番 横尾 昇

5番 押条 和司朗

11番 坂上 宏

出席農地利用最適化推進委員(25名)

1番 脇 純樹

2番 藤田 紘正

3番 薦田 悅男

4番 森川 雅之

5番 高橋 忠明

6番 合田 慎太郎

7番 宇高 勉

8番 鎌倉 靜夫

9番 石村 好典

10番 中泉 敏則

11番 石川 修平

12番 高橋 功

13番 立川 貞美

14番 三好 忠行

15番 河村 一穀

16番 合田 篤夫

17番 鈴木 一郎

18番 真鍋 義孝

19番 加地 照男

20番 渡邊 繁

21番 越智 寧

22番 村上 佳清

23番 近藤 良啓

24番 高橋 祥志

25番 鈴木 敏也

出席した職員

事務局長 曽我部 和司

次長 大西 唯文

係長 岡田 昇

係長 河村 由美子

係長 石川 考太

局長 ご起立願います。

局長 札、ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。秋の農作業で大変忙しい中、第8回農業委員会総会にお集まりいただきましてありがとうございます。11月1日に農業委員、推進委員計29名が視察研修を行いました。参加できなかつた委員もおられるので、内容だけを説明いたします。視察は従来と若干異なりまして日帰りということで、研修先としては広島県の万田発酵株式会社をメインに産直等へも立ち寄り研修を行いました。万田発酵については新聞やテレビ等で見かけるかと思いますが、食材を発酵させまして肥料、健康食品等を作っている会社です。当日そこで試供品を飲んだりしましたが、どの程度効果があったのか。私も今まで万田酵素を使用した人の話によると作物の生育が早くなる、実が大きくなるということを聞きましたので、試しに液位の分を買ってきて散布してどうなるのか楽しみにしております。その後西日光耕三寺、平山郁夫美術館を見学いたしました。当日は秋晴れの好天に恵まれまして、事故、トラブル無く、予定通り研修できましたことをご報告させていただきます。

議長 只今の出席委員数は、16名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第8回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。農業委員の4番 横尾 昇委員、5番 押条和司朗委員、11番 坂上 宏委員より欠席届がありましたので、お知らせいたします。推進委員は25名全員出席です。

議長　日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長　会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、  
15番 辻 政春委員、14番 高橋藤信委員を指名いたします。

議長　日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議長　報告を求めます。石川考太君。

石川係長　受付番号74番を議案書により報告

議長　以上で報告を終わりました。

議長　日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長　議案の説明を求めます。石川考太君。

石川係長　議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号69、寒川町の田1筆については、小作地を所有地にしたいということで、小作地開放となっております。条件第1号から第7号については問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号70、71、72、73は譲受人が同じですので合わせて説明いたします。これは同一の譲受人へ所有権移転するものです。受付番号70 豊岡町大町の畠1筆、受付番号71、豊岡町大町の畠1筆、受付番号72、豊岡町大町の畠1筆、受付番号73、豊岡町大町の畠1筆については、近隣で耕作便利なためということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。許可後整地を行い、野菜を栽培されるそうです。受付番号74、75は譲受人が同じですので合わせて説明いたします。これは、同一の譲受人へ所有権移転するものです。なお、譲受人の○○○○○○○○は農地所有適格法人です。五葉松の栽培・買取り、国内海外販路開拓・販売を行っています。受付番号74、土居町上野の田2筆、畠3筆、宅地2筆、受付番号75、土居町上野の田2筆については、五葉松の育成事業をしているので買取りたいということで、規模拡大です。条件第1号から第7号までについては問題ありません。受付番号76、土居町上野の畠1筆については、所有地に隣接しており耕作便利なためということで、条件第1号から第7号までについては問題あり

ません。果樹を栽培されるそうです。受付番号77、土居町津根の田1筆については、近隣で耕作便利なためということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。果樹を栽培されるそうです。受付番号78、土居町野田の田5筆、畠2筆については、母からの贈与ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻・野菜を栽培されるそうです。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願ひします。

議長 受付番号69番 質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 70番

委員 70番から73番まで異議ありません。

議長 74番

鈴木一郎推進委員 現況が宅地となっていますが、始末書はありますか。

局長 農業用倉庫です。

議長 75番

委員 異議ありません。

議長 76番

委員 異議ありません。

議長 77番

委員 異議ありません。

議長 78番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号5、妻鳥町の案件について、申請人、○〇〇〇〇は、申請地の北西側に申請人が管理する共有地ではありますが農地があります。道はありますが、民有地のため利用しづらく、所有地である申請地側を通って農業機械を入れていましたが、今回この農地のほとんどを転用するにあたり、農地への進入路として整備するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号5番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてご説明いたします。受付番号11、中曾根町の案件について、当初計画者、有限会社○○○○は申請地を4区画に分けて分譲宅地として造成する予定でしたが、一般的な広さの分譲地よりも広い土地を探されている方がおられたことから、1区画減らし3区画として造成するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号12、土居町津根の案件について、当初計画者、○○○○○株式会社は、平成30年9月6日に駐車場として許可を受けました土地の隣地を譲り受け、駐車場を拡張するものです。申請地は農地のため、議案第4号受付番号143の案件です。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号13、土居町野田の案件について、当初計画者、○○○○は個人住宅を建設する予定で平成4年9月18日に許可を受け準備をしていたところ、父親が亡くなり母親を見るため実家に留まることとなり、そのままにしていました。継承者は現在住んでいます住居を長男の結婚を期に充てるため、継承者夫婦、次男家族が暮らす住宅及び石材加工業を営む夫の事務所を建設するものです。申請地は農地のため議案第4号受付番号144の案件です。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 受付番号11番

委員 異議ありません。

議長 12番

委員 異議ありません。

議長 13番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第6 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてをご説明いたします。受付番号126、金生町下分の案件について、受人は製紙業を営んでおり、来客用駐車場が不足しているため、申請地を譲り受けの受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、○○○○株式会社代表取締役、○○○○。立地基

準、一般基準ともに合致しています。受付番号127、金生町山田井の案件について、受人は借家住まいをしていますが、子供の成長とともに手狭となったことから、申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号128、妻鳥町の案件について、受人は現在、会社兼自宅に三世代4人で居住しておりますが、母親が高齢となり、居宅が2階となっていることから階段の昇降に苦慮しているため平屋建てを計画していたことから、住環境の良い母親所有の申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅及び進入路建設です。受人、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号129、妻鳥町の案件について、受人は現在、賃貸住宅に居住していますが、予てより住宅の建設を計画していましたことから、生活環境の良い祖母所有の申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号130、上柏町の案件について、受人は不動産管理業を営んでおり、同地域ではアパート需要が高いことから、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の賃貸共同住宅建設です。受人、株式会社〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号131、上柏町の案件について、受人は現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、住環境の良い申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号132、上柏町の案件について、受人は現在、アパートに居住しておりますが手狭となったことから、住環境の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇・〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号133、村松町の案件について、受人は機械製造業を営んでおり、現在、三島工場に近接する用地を取得し、工場新設を計画しておりますが、既存の駐車場も工場用地となるため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号134、村松町の案件について、受人は現在社宅住まいですが、予てより住宅建設の計画をしており、また、妻が飲食店を開きたいとの希望もあることから、立地条件の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅兼貸店舗建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号135、中曾根町の案件について、受人は太陽光発電事業を行っており、周囲

に建物等が少なく日照量が良好な申請地を譲り受けの受人・渡人合致の太陽光発電施設設置です。受人、株式会社○○○○○○○○代表取締役、○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号136、中曾根町の案件について、受人は電気設備工事業を営んでおり、事業の拡大に伴い、既存の倉庫では狭くなつたため、事務所の近隣である申請地を譲り受けの受人・渡人合致の倉庫建設です。受人、有限会社○○○○代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号137、豊岡町長田の案件について、受人は賃貸マンション住まいですが、子供の誕生に伴い手狭となつたことから、実家に近い、父親所有の申請地を借り受けの受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号138、富郷町豊坂の案件について、受人は電気工事に携わる会社に勤めています。申請地は母親所有地で、山間部の傾斜地のため、畠に適さず、母親も高齢のため農作業ができなくなつてきていることから、申請地を借り受けの受人・渡人合致の太陽光発電施設設置です。受人、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号139、土居町北野の案件について、受人は現在アパート住まいですが、子供の成長に伴い手狭となつたことから、実家に近い父親所有の申請地を借り受けの受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○○○。申請地は第1種農地ではありますが、第1種農地の例外許可事由のうち集落接続に該当し、立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号140、土居町北野の案件について、受人は食品製造加工用機械設備、冷蔵設備、冷凍機械の設置販売・修理等を行っています。事務所の移転に伴い、廃材や機械等の置場が不足し業務に支障を来していることから、申請地を譲り受けの受人・渡人合致の資材置場建設です。受人、株式会社○○○○代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号141、土居町津根の案件について、受人は現在賃貸住宅に住んでおり、自己住宅の建設を計画していたところ、住環境が良好である申請地を譲り受けの受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号142、土居町津根の案件について、受人は現在、賃貸アパートに住んでおり、予てより自己住宅の建設を検討していたところ、住環境の良い申請地を譲り受けの受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号143、土居町津根の案件について、受人は運送業を営んでおり、

駐車場として整備しています土地の隣地にあたる申請地を譲り受けの受人・渡人合致の駐車場拡張です。議案第3号受付番号12の案件です。受人、○○○○○○株式会社代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号144、土居町野田の案件について、受人は現在住んでいる自宅を長男の結婚を期に充てるため、受人夫婦と次男家族が暮らす住宅及び石材加工業を営む夫の事務所を建設するため、申請地を譲り受けの受人・渡人合致の一般個人住宅兼事務所建設です。議案第3号受付番号13の案件です。受人、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 受付番号126番

委員 126番、127番異議ありません。

議長 128番

委員 128番、129番異議ありません。

議長 130番

委員 130番から134番まで異議ありません。

議長 135番

委員 135番、136番異議ありません。

議長 137番

委員 異議ありません。

議長 138番

委 員 異議ありません。

議 長 139番

委 員 139番、140番異議ありません。

議 長 141番

委 員 141番、142番、143番異議ありません。

議 長 144番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第7 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

(石川係長、受付番号137番～140番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 なお受付番号141番から148番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議長 それでは受付番号137番、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 138番

委員 異議ありません。

議長 139番

委員 異議ありません。

議長 140番

委員 異議ありません。

議長 受付番号141番から148番までの再設定について質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第8、諮問第1号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 諮問第1号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてをご説明いたします。受付番号10、個別除外の案件です。申出者、○○○○○は現在夫婦二人で借家住まいをしています。申

出者の実家には両親と祖母が暮らしており、祖母は足が悪く生活面でのサポートが必要ですが、両親は共働きで週末以外時間が取れないため、申出者夫婦も協力しています。そこで、いつでも祖母のサポートができるように、また子供ができた時のことを考えています。申出者夫婦、両親共に土地を所有していないため、祖母が所有する土地等複数検討しましたが、他に適地が無かったため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号10番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諒問第1号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、諒問第1号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。  
これをもちまして、第8回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 札、お疲れ様でした。

閉会時間(14:30)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署名人

四国中央市農業委員会

議長

名川省利

委員

近政春

委員

高橋勝信